

滞納処分について



公益財団法人 東京税務協会 専門講師

青柳 進

国民健康保険料(税)の徴収・収納率向上についてお話しさせていただいています。第三回は、「滞納処分」です。

滞納整理の事務は、次の二つから構成されています。一つは、面接・交渉により納付を促し、短期被保険者証を交付・更新する事務や、財産・生活状況を調査する事務です。もう一つは、差押え・換価等の滞納処分の執行や私債権との調整等に関する事務です。この二つは前者が適切に行われることにより、後者が適正かつ円滑に執行されるという関係にあります。

滞納処分は、徴収金の強制的実現を図る手続きで、差押え、交付要求、参加差押え、換価、配当などを総称して言い(国税徴収法第五章)、滞納の長期化防止、徴収債権の確保を目的としています。

1 差押え

差押えは、滞納者の財産を、公売・取立てできる状態におく強制処分です。

保険料(税)の納付につき、十分な収入や財産

があるにもかかわらず保険料(税)を納めない被保険者、また、滞納金解決に向けた納付計画を示さない者に対しては、財産調査が終わり次第、速やかに差押えを実行します。

(1) 差押えの制限
差押えは、超過差押えおよび無益な差押えをすることはできません。また、給与等においては条件付差押えの規定もあります。このほか、児童手当などの給付金は、ほかの法律により差押えが禁止されています。

(2) 差押えの留意

差押えにあたって、差押禁止や制限を守ればどの財産を選択するかは、徴収職員の裁量に委ねられます。発見した財産を順次差押えすることが望ましいのですが、滞納者の生活の維持または事業継続に影響することが少ないものを差押えることに留意します。

また、財産の帰属認定を考察することで差押え可能な財産の範囲を広げることができます。

(3) 差押えの手続き

差押えの手続きは、差押調書を作成して、滞納者に差押調書謄本を交付し、質権者等に対して差押えの通知をします。差押対象財産には、動産、債権、不動産、自動車等々ありますが、それぞれの財産の形態により占有、登記登録などの手続きを進めることになります。

また、差押えされた財産は、法律上の処分(売買)または事実上の処分(毀損)を禁止しています。

(4) 債権の二重差押え

すでに差押えされている債権については、重ねて差押えをします。この二重の差押えは、先行の差押えに対して配当を要求する効力が生じないので、併せて「交付要求」が必要です。

(5) 国民健康保険料(税)における特徴

差押え後は、自主納付に向けた交渉を併せて行うことが大切で、差押解除の申請があった時などはその良い機会となります。

納付義務者である世帯主に差押えすべき財産がない時で、被保険者の世帯員に十分納付資力があっても、この世帯員に滞納処分をすることはできません。このときは、保険料(税)の納付について、世帯員全員の協力を促します。

また、短期被保険者証を交付している被保険者で、一定期間内に滞納金が完結できない場合は、差押えを考えるべきです。

2 交付要求と参加差押え

交付要求と参加差押えは、ともに滞納者の財産について、すでに行政機関による差押え(滞納処分)や、裁判所による差押え(競売事件等)の強制換価手続きが開始されている場合に、その手続きに参加して配当を受け、保険料(税)を徴収する制度です。

(1) 交付要求

交付要求ができるのは、①滞納となっている徴収金があること(督促の有無は問わない)、②滞納者の財産について強制換価手続きが行われたことの二つの条件がそろっている場合です。

交付要求は、「交付要求書」を強制換価手続きの執行機関に交付し、滞納者、質権者に対しては交付要求したことを通知します。

強制換価手続きの開始が確認できたら、滞納の状況に関わらず交付要求をしておきます。

(2) 参加差押え

参加差押えは、動産、有価証券、不動産、自動車などの財産について、すでに滞納処分による差押えがされている場合で、滞納金について差押えの要件を満たす時に行うことができます。

参加差押えの対象とならない財産は、交付要求か、二重の差押えをすることになります。

参加差押えは、「参加差押書」を滞納処分による差押えをした行政機関に交付し、滞納者、質権者に通知します。

なお、参加差押えに先行する差押えが、解除または取消された場合は、参加差押えした時にさかのぼって差押えの効力が生じます。

(3) 破産事件と交付要求

破産手続開始を確認できた場合、破産財団に対して滞納処分は禁止されていますので、破産法の定めるところにより債権ごとに区分し、破産管財人または裁判所へ滞納債権の届出(交付要求)をし、その後、弁済や配当を受けることとなります。滞納債権の届出と併せて本人、破産管財人と連絡を取り自主納付を促しておきます。

3 滞納処分執行後の管理

滞納処分の執行は、それに係る徴収金の消滅時効が中断し、その滞納処分がやむまでその効力が

継続します。

差押え後は、公売・取立て、配当・充当などの事務管理を適正に進めてください。交付要求、参加差押えは、その差押えによる換価、差押えの解除や取り消しを含め、進捗状況の確認が必要です。滞納処分は、滞納者の意に沿わない場合であっても、滞納金の解決が結果的には滞納者の悩みを解決することになります。

行政が滞納処分の行動をとることで、住民の納付への関心が高まり、そして、収納率が向上し、保険料の値上げ抑制に寄与することになります。皆さんの積極的な行動に期待します。

Profile

青柳 進 あおやぎ すむむ
公益財団法人 東京税務協会 専門講師

経歴 東洋大学 卒業
東京都主税局徴収部特別機動整理室特別機動調査係長
東京都墨田都税事務所徴収課長
東京都新宿都税事務所徴収課長
東京都葛飾区国民健康保険徴収指導相談員
現職

講師 ・徴収滞納整理 地方税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料
・進行管理
・軽油引取税課税徴収

講師先 総務省、全国税務協会、自治大学校、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所
沖縄県、宮崎県、山口県、島根県、茨城県など全国30以上の府県市町村

著書 公益財団法人東京税務協会発行 「滞納整理事務の手引」 主筆